

氏名(本籍)	藤里 紘子 (熊本県)				
学位の種類	博士(心理学)				
学位記番号	博甲第5864号				
学位授与年月日	平成23年3月25日				
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当				
審査研究科	人間総合科学研究科				
学位論文題目	首尾一貫感覚 (Sense of Coherence) に関する心理学的研究				
主査	筑波大学教授	医学博士	小玉正博		
副査	筑波大学教授	博士(心理学)	大川一郎		
副査	筑波大学准教授	博士(文学)	岡本智周		
副査	筑波大学准教授	博士(心理学)	坂入洋右		

論文の内容の要旨

(目的)

本研究の目的は、健康生成論の中核概念である首尾一貫感覚（以下SOCとする）に着目し、①類似概念のハーディネスとの異同を明らかにすること、②SOCの構成3要素（把握可能感、処理可能感、有意味感）の機能的解明、③ストレスフルな就職活動場面におけるSOC機能の解明などを通して、SOCがストレスサーに対処して健康を維持、成長する過程を明らかにすることであった。

(対象と方法)

本研究は第1、2、3章でSOC概念とその機能に関する理論的吟味を行い、健康生成的アプローチを展開する日常的場面として就職活動（以下就活）を取り上げることの意義について論じた。それを受けて7つの研究課題を設定し、第4章から第7章において健常な大学生および大学院生1,529名（男764名、女762名、不明3名）を対象として質問紙調査を用いて実証的検討を行った。

(結果)

第4章では、SOCとハーディネスとの異同を検討し、SOCはストレス反応全体を直接低減するのに対し、ハーディネスはストレス反応を低減せず（研究1）、SOCは自己信頼と他者信頼などの肯定的感覚を促すが、ハーディネスは自己価値を承認する他者関係は抑制する（研究2）などから、SOCとハーディネスとの機能的差異が実証された。第5章では、SOC各要素の健康維持機能と成長機能の様相を検討し、①把握可能感は肯定的自己評価を促すこと、②処理可能感是他者との良好な関わりを促すこと、③有意味感は日常生活における積極的態度全般を促すことが示された（研究3）。また、④把握可能感は現実的な問題解決に寄与し、有意味感はその前提的態度を高めることを示した（研究4）。第6章ではウェルビーイングとの関連を検討し、①把握可能感は内的安定性を促す一方で外的環境への解放性を抑制する要素、②処理可能感と有意味感は人生を有意義で幸福なものにする要素であることが示唆された（研究5）。第7章では就活ストレスサーに対するSOCの働きを検討し、①処理可能感は就活不安によるキャリア探索行動を抑制すること、②有意味感が就活レディネスを高め、キャリア探索行動を促すこと（研究6）、③処理可能感や有意味感が就活による自己成長を促す（研究7）などの可能性が示唆された。

(考察)

本研究では、SOC 概念を用いてストレス状況での心身の健康維持および自己成長的機能を検討し、SOC 各要素はそれぞれ異なる機能を持ちつつ、全体として健康維持および成長促進に寄与する可能性が論議された。すなわち、ストレス状況でなすべきことを把握すること（把握可能感）、困難場面でも前向きな対処できること（処理可能感）、その状況に意味を見出すこと（有意味感）によって心身の健康を維持しつつ、自己成長感を高めるものと解釈された。結論として、SOC はストレス反応の個人差を人間の成長や強さといった積極的な側面から捉える視点を新たに提供した。

審査の結果の要旨

本研究は、SOC 各要素の役割と機能を検討することで、SOC が単なるストレス対処概念ではなく、自己成長的要素も包含する概念であることを示した点で評価できる。具体的には、類似概念のハーディネスとは異なる独自の機能を持つことを示した。次に、これまで知見の蓄積が乏しい SOC 構成要素の機能および精神的健康との関連から、健康維持や成長をもたらすプロセスへの示唆を与えた。さらに、ストレスフルな就活場面で SOC が持つ成長促進機能が実証された。これらの知見は、従来の SOC 研究が難病者や被災者等の特殊な対象者による報告が多く、果たして一般的な健常者においても SOC 概念が適用可能かどうか不明であった点に一定の方向づけを与えるものと言える。反面、対象者が大学生に限られること、方法が横断的調査法に限定されているなどから、知見の一般化には慎重でなければならない。今後の課題は、健康生成的視点により適切な対象者を得ること、さらにはより適切な方法論の開発により、更なる知見の蓄積と吟味が期待される。以上のことから、本研究は博士論文として十分な水準に達するとともに、十分な学術的価値を有するものと判断できる。

よって、著者は博士（心理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。